

議会運営委員会

日 時 令和6年2月8日(木)

午前9時30分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題：令和6年2月島田市議会定例会について

(1) 招集告示 2月6日(火)

(2) 会議録署名議員について・・・議席番号18番・19番・20番の議員

(3) 諸般の報告について

ア 例月現金出納検査(令和5年10月・11月・12月分)、令和5年度監査結果報告書(第1回)について

※質疑の通告期限 → 2月9日(金)正午

イ 令和6年度島田市土地開発公社事業計画及び予算について

ウ 教育委員会に関する事務の点検・評価報告書について

(4) 議会閉会中における常任委員会等の審査・調査報告について

ア 総務生活常任委員会 11月9日(木)、11月10日(金)、
1月17日(水)

イ 厚生教育常任委員会 1月17日(水)

ウ 経済建設常任委員会 1月17日(水)

エ 議会運営委員会 1月18日(木)

(5) 提出議案について 資料1

ア 2月14日上程分

【当局側の事項】

報告1件、補正予算4件、条例2件、一般1件 計8件

イ 2月27日上程分

【当局側の事項】

当初予算10件、条例9件、一般3件 計22件

ウ 追加を予定している(可能性のある)議案等

【当局側の事項】

報告1件、補正予算2件(※)、人事1件 計4件

※補正予算2件のうち1件は議案第8号として2月14日に上程予定

【議会側の事項】

条例1件 計1件

(6) 議案の取扱いについて

ア 2月14日上程分 資料2

イ 2月27日上程分 資料3

(7) 会議の日程について 資料4

4 議員連絡会及び全員協議会について

(1) 議員連絡会 2月8日(木) 午後1時30分～ 資料5

(2) 全員協議会 2月8日(木) 議員連絡会終了後 資料6

5 会期中の議会運営委員会の開催予定について

(1) 2月14日(水) 午前9時00分から

- ・提出議案について
- ・会議規則第35条の2に基づく資料要求の取扱いについて(※)
※資料要求があった場合

(2) 2月26日(月) 午後3時30分から

- ・委員長報告後の議案の取扱いについて(2月14日上程分)
- ・一般質問(代表質問・個人質問)の割り振りについて

(3) 3月7日(木) 午前9時00分から

- ・会議規則第35条の2に基づく資料要求の取扱いについて(※)
※資料要求があった場合

(4) 3月26日(火) 午前9時30分から

- ・最終日の議案の取扱いについて(2月27日上程分) ほか

6 その他

(1) 令和6年度当初予算について(議会費)

(2) 議会運営委員会副委員長及び議会運営委員の辞任並びに後任の議会運営委員の選任について

(3) 議員報酬の改定について

ア 改定に係る検討について 資料7

イ 議員活動実態調査の実施について 資料8

(4) 会派代表者会議から議会運営委員会への申し送り事項の検討について 資料9

(5) 2月定例会における議案等の印刷に関する調査について 資料10

7 閉会

提出議案

【2月14日上程分】

| 番 号 | 件 名 |
|----------|---|
| 報告 第 1 号 | 専決処分 [○] の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定） |
| 議案 第 1 号 | 令和5年度島田市一般会計補正予算（第12号） |
| 議案 第 2 号 | 令和5年度島田市土地取得事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案 第 3 号 | 令和5年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 第 4 号 | 令和5年度島田市病院事業会計補正予算（第3号） |
| 議案 第 5 号 | 島田市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 6 号 | 島田市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 7 号 | 緊急防災工事計画の施行について |

【2月27日上程分】

| 番 号 | 件 名 |
|-----------|---|
| 議案 第 9 号 | 令和6年度島田市一般会計予算 |
| 議案 第 10 号 | 令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案 第 11 号 | 令和6年度島田市土地取得事業特別会計予算 |
| 議案 第 12 号 | 令和6年度島田市休日急患診療事業特別会計予算 |
| 議案 第 13 号 | 令和6年度島田市介護保険事業特別会計予算 |
| 議案 第 14 号 | 令和6年度島田市介護サービス事業特別会計予算 |
| 議案 第 15 号 | 令和6年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 議案 第 16 号 | 令和6年度島田市水道事業会計予算 |
| 議案 第 17 号 | 令和6年度島田市病院事業会計予算 |
| 議案 第 18 号 | 令和6年度島田市公共下水道事業会計予算 |
| 議案 第 19 号 | 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 20 号 | 島田市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 21 号 | 島田市印鑑条例及び島田市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 22 号 | 島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 23 号 | 島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 24 号 | 島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 25 号 | 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 26 号 | 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 27 号 | 島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案 第 28 号 | 財産の減額貸付について |
| 議案 第 29 号 | 島田市・川根町まちづくり計画の変更について |
| 議案 第 30 号 | 島田市・金谷町新市建設計画の変更について |

○追加を予定している（可能性のある）もの

【当局側の事項】

| |
|--|
| 専決処分 [○] の報告について（スクールバスエンジン認証不正に係る和解） |
| 令和5年度島田市一般会計補正予算（第13号） |
| 令和6年度島田市一般会計補正予算（第1号） |
| 島田市固定資産評価審査委員会委員の選任について |

【議会側の事項】

| |
|--------------------------|
| 島田市議会委員会条例の一部を改正する条例について |
|--------------------------|

議案の取扱い【2月14日上程分】

該当があるもの=○、該当がないもの=●

| | 議案番号 | 件名 | 説明 | 質疑 | 付託委員会 | | | 委員長報告に対する質疑 | 討論 | 採決 |
|---|-------|-----------------------------------|----|----|------------|------|------|-------------|----|----|
| | | | | | 総務生活 | 厚生教育 | 経済建設 | | | |
| 1 | 報告第1号 | 専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定） | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 2 | 議案第1号 | 令和5年度島田市一般会計補正予算（第12号） | | ○ | 予算・決算特別委員会 | | | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 議案第2号 | 令和5年度島田市土地取得事業特別会計補正予算（第1号） | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 議案第3号 | 令和5年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） | | | | ○ | | | | |
| 5 | 議案第4号 | 令和5年度島田市病院事業会計補正予算（第3号） | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 議案第5号 | 島田市手数料条例の一部を改正する条例について | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 議案第6号 | 島田市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について | | | ○ | | | | | |
| 8 | 議案第7号 | 緊急防災工事計画の施行について | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |

【注】上記、2月14日上程分の議案質疑の通告は、令和6年2月13日（火）午後3時まで

議案の取扱い【2月27日上程分】

該当があるもの=○、該当がないもの=●

| 議案番号 | 件名 | 説明 | 質疑 | 付託委員会 | | | 委員長報告に対する質疑 | 討論 | 採決 |
|-----------|---|----|----|------------|------|------|-------------|----|----|
| | | | | 総務生活 | 厚生教育 | 経済建設 | | | |
| 1 議案第9号 | 令和6年度島田市一般会計予算 | | ○ | 予算・決算特別委員会 | | | ○ | ○ | ○ |
| 2 議案第10号 | 令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計予算 | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 3 議案第11号 | 令和6年度島田市土地取得事業特別会計予算 | | ○ | | | | | | |
| 4 議案第12号 | 令和6年度島田市休日急患診療事業特別会計予算 | | | ○ | | | | | |
| 5 議案第13号 | 令和6年度島田市介護保険事業特別会計予算 | | | ○ | | | | | |
| 6 議案第14号 | 令和6年度島田市介護サービス事業特別会計予算 | | | ○ | | | | | |
| 7 議案第15号 | 令和6年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算 | | | ○ | | | | | |
| 8 議案第16号 | 令和6年度島田市水道事業会計予算 | | | | ○ | | | | |
| 9 議案第17号 | 令和6年度島田市病院事業会計予算 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 10 議案第18号 | 令和6年度島田市公共下水道事業会計予算 | | | | ○ | | | | |
| 11 議案第19号 | 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | | ○ | | | | | | |
| 12 議案第20号 | 島田市手数料条例の一部を改正する条例について | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 13 議案第21号 | 島田市印鑑条例及び島田市手数料条例の一部を改正する条例について | | ○ | | | | | | |
| 14 議案第22号 | 島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について | | ○ | | | | | | |
| 15 議案第23号 | 島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例について | | | | ○ | | | | |
| 16 議案第24号 | 島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について | | | ○ | | | | | |
| 17 議案第25号 | 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について | | | ○ | | | | | |
| 18 議案第26号 | 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について | | | ○ | | | | | |
| 19 議案第27号 | 島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について | | ○ | | | | | | |
| 20 議案第28号 | 財産の減額貸付について | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 21 議案第29号 | 島田市・川根町まちづくり計画の変更について | | ○ | | | | | | |
| 22 議案第30号 | 島田市・金谷町新市建設計画の変更について | | ○ | | | | | | |

【注】上記、2月27日上程分の議案質疑の通告は、令和6年3月5日（火）午後3時まで

| 月 日 | 曜日 | 会 議 内 容 | 備 考 |
|-------|----|--|-------------------------------------|
| 1月31日 | 水 | 議会運営委員会 午前9時30分～ | |
| 2月8日 | 木 | 議会運営委員会 午前9時30分～ 議員連絡会 午後1時30分～ 全員協議会 議員連絡会終了後 | 議会招集告示(2/6)、 議案送付 |
| 2月9日 | 金 | | 諸般の通告締切:正午 |
| 2月13日 | 火 | | 議案質疑通告締切:午後3時(2/14上 程分) |
| 2月14日 | 水 | 議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】 午前9時30分～ 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会等 審査・調査報告、議案上程・説明→質疑→委員会付託 予算・決算特別委員会 本会議(初日)終了後 | |
| 2月15日 | 木 | 休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時～、予算・ 決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午後1時30分～) | ※時間内に終了しない場合は、予備日 (2月16日 午後)で対応。 |
| 2月16日 | 金 | 休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時～、分科 会,常任委員会予備日 午後) | |
| 2月17日 | 土 | 休会 | |
| 2月18日 | 日 | 休会 | |
| 2月19日 | 月 | 休会 | |
| 2月20日 | 火 | 休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～) | 討論通告締切 午後3時(2/14上程分) |
| 2月21日 | 水 | 休会 | 一般質問通告事前提出 午後3時 |
| 2月22日 | 木 | 休会 | |
| 2月23日 | 金 | 休会(天皇誕生日) | |
| 2月24日 | 土 | 休会 | |
| 2月25日 | 日 | 休会 | |
| 2月26日 | 月 | 休会(議会運営委員会) 午後3時30分～ | 一般質問通告締切 午後3時 |
| 2月27日 | 火 | 【本会議】 午前9時30分～ ①2月14日上程分…委員長報告(休憩中に質疑通告受付)→委員長報告に 対する質疑→討論→採決 ②令和6年度施政方針及び当初予算・条例議案等上程・説明 | 予算説明会 |
| 2月28日 | 水 | 休会 | |
| 2月29日 | 木 | 休会 | |
| 3月1日 | 金 | 休会 | |
| 3月2日 | 土 | 休会 | |
| 3月3日 | 日 | 休会 | |
| 3月4日 | 月 | 休会 | |
| 3月5日 | 火 | 休会 | 議案質疑通告締切 午後3時(2/27上 程分) |
| 3月6日 | 水 | 【本会議(一般質問:代表)】 午前9時30分～ | |
| 3月7日 | 木 | 【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～) | |
| 3月8日 | 金 | 【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～ | |
| 3月9日 | 土 | 休会 | |
| 3月10日 | 日 | 休会 | |
| 3月11日 | 月 | 休会 | |
| 3月12日 | 火 | 【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～ 予算・決算特別委員会 本会議(議案質疑)終了後 | |
| 3月13日 | 水 | 休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時30分～) | ※時間内に終了しない場合は、予備日 (3月18日)で対応。 |
| 3月14日 | 木 | 休会(予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午前9時30分～) | |
| 3月15日 | 金 | 休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時30分～) | |
| 3月16日 | 土 | 休会 | |
| 3月17日 | 日 | 休会 | |
| 3月18日 | 月 | 休会(分科会,常任委員会予備日) | |
| 3月19日 | 火 | 休会 | |
| 3月20日 | 水 | 休会(春分の日) | |
| 3月21日 | 木 | 休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～) | 討論通告締切 午後3時(2/27上程分) |
| 3月22日 | 金 | 休会 | |
| 3月23日 | 土 | 休会 | |
| 3月24日 | 日 | 休会 | |
| 3月25日 | 月 | 休会 | |
| 3月26日 | 火 | 休会(議会運営委員会 午前9時30分～) | |
| 3月27日 | 水 | 【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告(休憩中質疑通告受付)→質疑→討論→採決、議員派遣、 議会閉会中の継続審査・調査 ほか | |

43日間

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

議 員 連 絡 会

日 時 令和6年2月8日(木)

午後1時30分

場 所 第2・第3委員会室

1 議会閉会中における常任委員会等の活動状況報告

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 総務生活常任委員会 | 11月9日、11月10日、1月17日 |
| (2) 厚生教育常任委員会 | 1月17日 |
| (3) 経済建設常任委員会 | 1月17日 |
| (4) 議会運営委員会 | 1月18日 |

2 一部事務組合議会の報告 資料1

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 令和5年11月駿遠学園管理組合議会定例会 | 11月16日 |
|--------------------------|--------|

3 議長会関係の報告 資料2

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 令和5年度 静岡県西部地区市議会議長協議会 | 1月11日 |
| (2) 第164回 静岡県市議会議長会定期総会 | 1月30日 |

4 令和6年2月島田市議会定例会の日程について 資料3

全 員 協 議 会

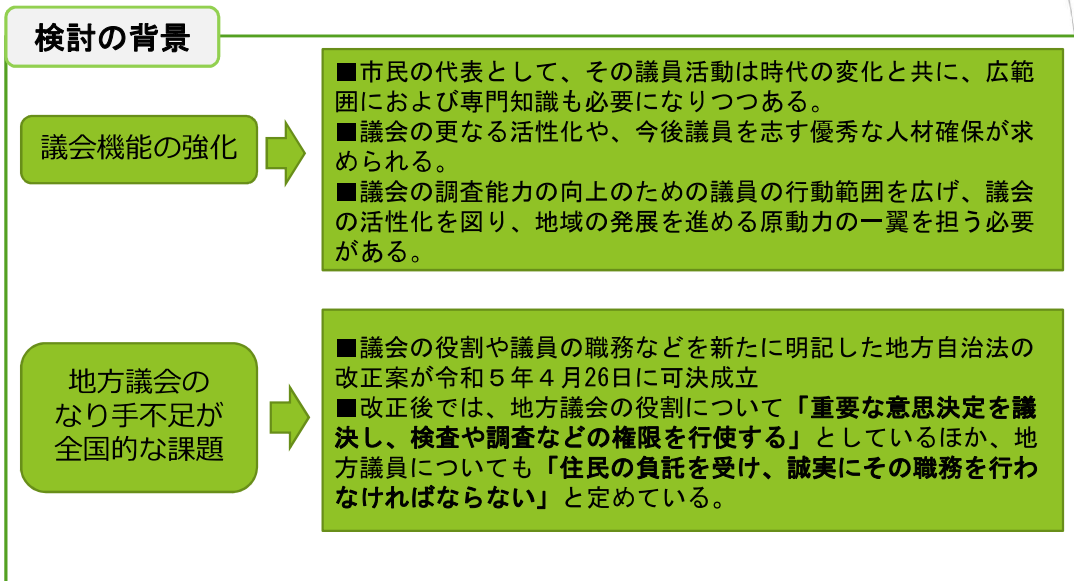
日 時 令和6年2月8日(木)
議員連絡会終了後
場 所 第2・第3委員会室

○ 協議・報告事項

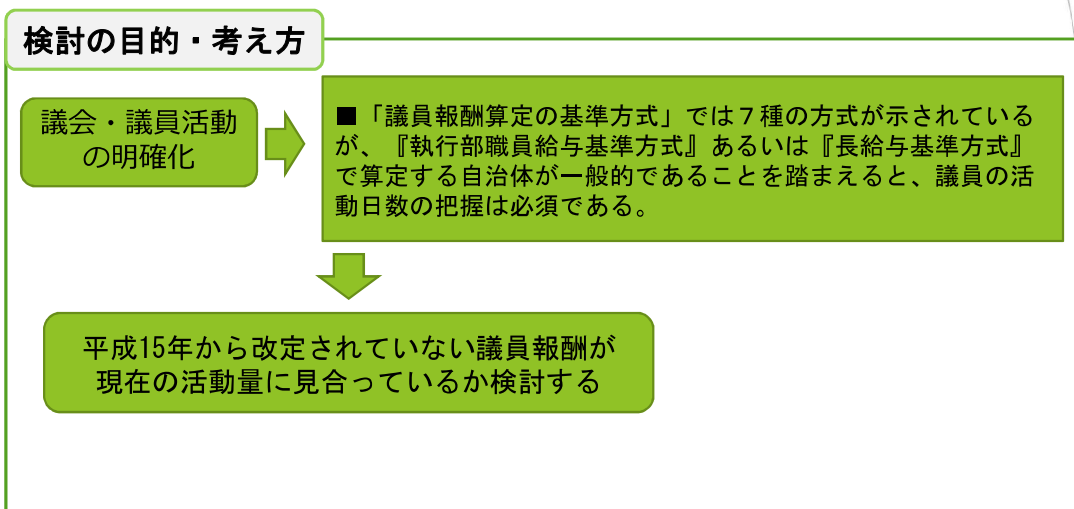
[当局側の事項]

- 1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の概要について
----- 資料1
- 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の各事業について
----- 資料1
- 3 高齢者等補聴器購入費助成事業について
----- 資料2
- 4 第10次島田市高齢者保健福祉計画(第9期島田市介護保険事業計画)の策
定について----- 資料3-1、3-2
- 5 緊急防災工事計画書の策定について----- 資料4
- 6 令和6年度 島田市土地開発公社事業計画及び予算書について
----- 資料5
- 7 教育委員会に関する事務の点検・評価報告書について----- 資料6

議員報酬の検討について (1)



議員報酬の検討について (2)



島田市議会議員報酬の変遷(1)

改正履歴(平成元年以降)

20年間改正なし!

(金額は月額)

| 改正年月日 | 議長 | 副議長 | 委員長 | 議員 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 平成15年4月1日 | 435,000円 | 390,000円 | 380,000円 | 370,000円 |
| 平成7年4月1日 | 440,000円 | 395,000円 | 385,000円 | 375,000円 |
| 平成4年4月1日 | 410,000円 | 370,000円 | 360,000円 | 350,000円 |
| 平成2年4月1日 | 370,000円 | 330,000円 | 320,000円 | 310,000円 |
| 平成元年4月1日 | 325,000円 | 290,000円 | 280,000円 | 270,000円 |

3

島田市議会議員報酬の変遷(2)

合併に伴う条例定数と報酬総額の比較

島田市+金谷町

(金額は月額)

| 項目 | 島田市 | 金谷町 | | H17新島田市 | 増減 |
|------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 条例定数 | 24人 | 15人 | | 27人 | ▲12人 |
| 議員報酬 | 議長 | 435,000円 | 325,000円 | 435,000円 | — |
| | 副議長 | 390,000円 | 273,000円 | 390,000円 | — |
| | 委員長 | 380,000円 | 262,000円 | 380,000円 | — |
| | 議員 | 370,000円 | 252,000円 | 370,000円 | — |
| | 計 | 9,005,000円 | 3,904,000円 | 10,115,000円 | ▲2,794,000円 |
| | 12,909,000円 | | | | |

4

島田市議会議員報酬の変遷(3)

合併に伴う条例定数と報酬総額の比較

島田市+川根町

(金額は月額)

| 項目 | 島田市 | 川根町 | | H20新島田市 | 増減 |
|------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 条例定数 | 27人 | 10人 | | 20人 | ▲17人 |
| 議員報酬 | 議長 | 435,000円 | 275,000円 | 435,000円 | — |
| | 副議長 | 390,000円 | 200,000円 | 390,000円 | — |
| | 委員長 | 380,000円 | 185,000円 | 380,000円 | — |
| | 議員 | 370,000円 | 180,000円 | 370,000円 | — |
| | 計 | 10,115,000円 | 1,930,000円 | 7,525,000円 | ▲4,520,000円 |
| | 12,045,000円 | | | | |

島田市議会議員報酬の他自治体等との比較(1)

全国との比較(令和3年12月31日現在)

(金額は月額)

| 項目 | 議長 | 副議長 | 委員会 | 議員 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 全国平均(815市議会) | 518,000円 | 458,000円 | データなし | 423,000円 |
| 島田市議会 | 435,000円 | 390,000円 | 380,000円 | 370,000円 |
| 差額 | ▲83,000円 | ▲68,000円 | — | ▲53,000円 |

全国人口5万~10万人未満との比較(令和3年12月31日現在)

| 項目 | 議長 | 副議長 | 委員会 | 議員 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 全国平均(247市議会) | 483,000円 | 426,000円 | データなし | 398,000円 |
| 島田市議会 | 435,000円 | 390,000円 | 380,000円 | 370,000円 |
| 差額 | ▲48,000円 | ▲36,000円 | — | ▲28,000円 |

島田市議会議員報酬の他自治体等との比較(2)

県内での比較（令和5年4月1日現在）

（金額は月額）

| 項目 | 議長 | 副議長 | 委員会 | 議員 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 県内平均(23市議会) | 483,000円 | 428,000円 | データなし | 395,000円 |
| 島田市議会 | 435,000円 | 390,000円 | 380,000円 | 370,000円 |
| 差額 | ▲48,000円 | ▲38,000円 | — | ▲25,000円 |
| 高い金額からの順位 | 13位 | 14位 | — | 14位 |

島田市議会議員報酬の他自治体等との比較(3)

地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額
類似公共団体のそれとの比較

報酬審議会提出資料

■報酬審議会に提出する資料の一つとして「地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額類似公共団体のそれとの比較」がある。

算出方法

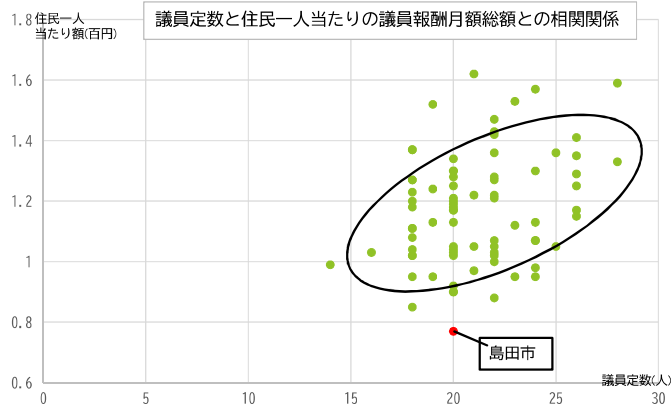
■総務省が公表している令和3年度決算状況（決算カード）に掲げている議長、副議長、議員の区分に応じた議員数及びその平均報酬月額から算出した議員報酬総額を令和4年4月1日現在の住民基本台帳人口で除して住民一人当たりの議員報酬月額総額を求めた。

算出結果

■類似公共団体（79団体）との比較では、島田市は約77円で最も低い数値となった。島田市の次に低い団体は滋賀県栗東市の約85円、次いで岐阜県可児市の約88円であった。平均では117円で、島田市は平均より約40円低い数値となった。

島田市議会議員報酬の他自治体等との比較(4)

地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額
類似公共団体（全国79団体）のそれとの比較



市長給与との比較(1)

議員報酬に対する考え方

総務省・全国市議会議長会の考え方



「市議会議員の報酬は市長級の概ね2分の1（昭和44年）」

市長給与との比較(2)

議員報酬に対する考え方

(金額は月額)

| 項目 | 議長 | 副議長 | 議員 |
|-------------------------|----------|----------|------------|
| 島田市議会(a) | 435,000円 | 390,000円 | 370,000円 |
| 島田市長(b) | 870,000円 | | |
| 割合(a)/(b)×100 | 50.0% | 44.8% | 42.5% |
| 議員報酬に対する総務省・全国市議会議長会の考え | 記述なし | | 市長級の概ね2分の1 |

11

市長給与との比較(3)

全議員報酬と市長との比較をした場合

(金額は月額)

| 項目 | 議員報酬月額 | | | | | 議長・副議長・議員報酬額 カ=(ア+イ+オ) |
|-------|----------|----------|----------|----------|------------------|---------------------------|
| | 議長 ア | 副議長 イ | 議員 ウ | 議員数 エ | 議員報酬額 オ=(ウ×エ) | |
| 島田市議会 | 435,000円 | 390,000円 | 370,000円 | 18人 | 6,660,000円 | 7,485,000円 |

市長月額給与870,000円×20人(議員定数)=17,400,000円(キ)

割合 **43%**

12

市長給与との比較(4)

全議員報酬と市長との比較をした場合

(金額は月額)

| 項目 | 議員報酬月額 | | | | | 議長・副議長・議員報酬額 カ=(ア+イ+オ) |
|-------|----------|----------|----------|----------|------------------|---------------------------|
| | 議長 ア | 副議長 イ | 議員 ウ | 議員数 エ | 議員報酬額 オ=(ウ×エ) | |
| 島田市議会 | 435,000円 | 390,000円 | 370,000円 | 18人 | 6,660,000円 | 7,485,000円 |

市長月額給与870,000円+副市長月額給与712,000円=1,582,000円
市長級の平均額=791,000円×議員定数20人=15,820,000円(ク)

割合 **47%**

■直近の市長給与改定⇒平成15年4月1日改定

市長：月額88万円⇒月額87万円 副市長：月額72万円⇒月額71.2万円 教育長：月額66万円⇒月額65.2万円

議員活動調査の実施(1)

概要

目的

議員報酬の適正な金額を算出するには、議員の活動日数を把握必要があることから、議会運営委員会で所管事務調査を実施した長野県佐久市の事例を参考に調査を行う。

調査期間

令和6年2月14日(水)から5月13日(月) 概ね3か月間

対象議員

島田市議会議員20人

情報収集の 取り扱い

実態調査は匿名により実施し、個別の調査表は議会内外を問わず公表しない。

取りまとめ

議会運営委員会委員長の指示により議会事務局長が取りまとめる。

島田市議会議員における議員活動実態調査

1 方法

(1) 議員活動の記録

個々の議員活動について、毎日1時間単位で、別紙1「議員活動分類表」の区分のうち当てはまるものを選択し、その番号を別紙2「島田市議会における議員活動実態調査表」に記載してください。

別紙2における記載方法は、1日に複数活動した場合は活動区分ごとに区分して記入してください。その際、区分1に該当する活動時間を区分1欄に時間を1時間単位で記入してください。

(2) 対象期間

令和6年2月14日（水）から5月13日（月）まで

(3) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時

別紙2、別紙3を議会事務局にメール送信してください。

メールアドレス：gikai@city.shimada.lg.jp

2 調査表の記載に当たっての留意事項

(1) 端数処理

1時間に複数の活動を行った場合は、割合の大きい活動を選択してください。

(2) その他の活動

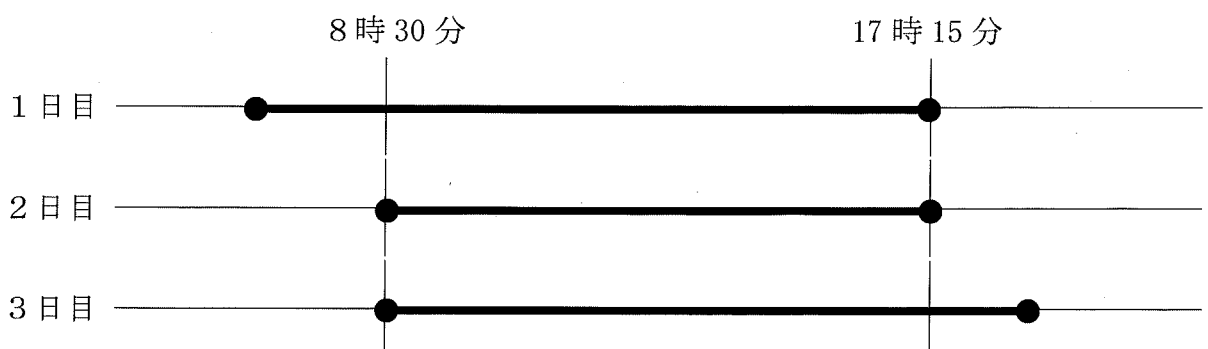
「9 その他の活動」の場合は、別紙3「その他の活動記載表」に具体的な内容を記載してください。

(3) 出張に係る活動時間

出発の時刻から到着の時刻までをします。

ただし、宿泊を伴う場合は、出発日以外の8時30分までの時間及び到着日の17時15分からの時間を除きます。（宿泊に係る指摘活動時間を17時15分から翌日の8時30分までとします。）

(例)太線が出張に係る活動時間



【別紙1】議員活動分類表

| | 区分 | 活動内容 |
|---|--------------------|---|
| 1 | 議会活動に付随する用務 | 質疑・質問の準備、議案精読、議案提出の準備等 |
| 2 | 政務調査活動 | 先進地調査、現地調査、研修への出席等、政務活動費の支出要件を満たす活動 |
| 3 | 地域行事への出席 | 地域団体（自治会、町内会等）、学校等が主催する会合、行事等への参加 |
| 4 | 市民相談 請願・陳情・要望対応 | 市民、地域や団体からの相談 請願・陳情・要望等の受領あるいは相談・聞き取り及び各種関係機関への陳情等 |
| 5 | 会派活動 | 会派による勉強会、検討会等の活動 |
| 6 | 政党活動 | 所属政党の党員として行う諸活動 |
| | 後援会活動 | 自己の後援会に関する諸活動 |
| | 政治活動 | 各種選挙での他の候補者の支援活動 |
| 7 | その他の活動 | 上記の分類のいずれにも該当しないもの |

(注) いずれの活動も、当該活動を行う移動を含む。

本会議、委員会等公務の活動は議会事務局で把握できることから調査対象外とします。

会派代表者会議(R5.12.21)から議会運営委員会への申し送り事項の検討

| 項目 | 内容 | 検討事項 | 検討状況 |
|---------------------------|---|---|---|
| | | 対応策 | |
| 1 議案のペーパーレス化について | <ul style="list-style-type: none"> ■資料によっては紙ベースでの提供でも良いのではないか。(例…予算・決算書、成果、概要書)データベースと紙ベースの選別が必要 | 個人単位での印刷を推奨、印刷枚数、工数などを把握する。 | 2月定例会において、個人単位で印刷した枚数、工数を調査し把握する。 調査内容は別に示す。【了】 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■議案のつくり方の工夫も必要なのではないか。例えば、議案から説明書・参考まで一連の文書となるようにできないか。 | 議案書の改訂という考え方で、資料種別ごとに一冊とすることを試行する。 | 2月定例会は現行の議案・説明書・参考の様式を踏襲するが、PCでの視認性、検索性などを踏まえた検討を行政総務課、事務局において継続協議とする。【未了】 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■追加議案がある場合の文書名を検索性の高くなるよう工夫してほしい。 | 上記対応をしない場合は、ファイル名の冒頭部分で資料名を類推できるよう工夫する。 | 市民にもサイドブックを公開している諫早市議会では、冒頭に連番の01～の附番の後ろに議案名を付けている。(例…01議案第10号)島田市議会として、当該方法を採用しつつ、フォルダ構成を議員にお示しして保管する方法で検索性を高めることはできないか。【未了】 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■議員は議案をチェック、審査することが本務である。DXも理解はするが、優先順位は本務である。本務に影響が出ないようレクチャーをしていただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> *議員個々のサイドブックの操作に係るスキルアップのため、議員同士若しくは事務局職員がサポートするなど個別指導に注力していく。 *分科会および委員会に付託された案件の括りを細分化することで、審査対象案件を絞ることで審査中の追従性を高める。 *DXを念頭におき、分科会および委員会における付託案件を細分化し個人に審査調査対象範囲を示した上で、十分な時間を確保し事前準備を充実させる。 | 委員長(分科会長)に会議の進行上、検索時間を考慮した運営に努めるよう依頼する。【了】 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■サイドブックのメーカーに対して、利用者側(議会あるいは市)からシステムの改善要望(使い勝手がよくなるように)をしていく。ただし、契約内容を確認する必要がある。 ■島田市議会よりも先に導入した議会における課題や解決策をメーカー側に確認する。 ■メーカーに操作方法を確認する。(事例を挙げる必要がある。) ■メモ機能が使えていないとの意見が多数。 | DX課と連携し、外部状況を確認する。 | メモ機能の使い勝手は(タブレットの手書きを含む。)サイドブック導入市議会でも課題認識されている。(京都府、安城市、諫早市など)編集画面から閲覧画面への切り替えについても、議案の説明が早いと追い付かないという課題認識されている。 |
| 2 議場、委員会等での議員発言等について | <ul style="list-style-type: none"> ■地方議会において国政の政党を名乗って質問するのはいかがか?会議録に残ることに加え、会派のメンバーが同じ政党なのか、当該議員の一般質問における意見は政党の意見なのか判然としない。 | 島田市議会において発言者が有している属性は、議席番号、氏名(議員名)、会派名であることを踏まえ発言するよう、2月議会前のいずれかの機会に指導する。 | 左記のとおりとする。【了】 |
| 3 一般質問における議場ディスプレイの使用について | | 11月議会で行った試行を踏まえ、ディスプレイが効果的に活用できるよう、対応を検討する。具体策として次回2月定例会ではこれまでと同様の位置付けで議員より配布希望のあった資料のみディスプレイ表示を許可する。許可した資料についてディスプレイに表示することで、ディスプレイの取り扱いについての諸課題を徐々に解決し、必要に応じて配布資料の適切な分量を増量するなど | 継続協議とする。【未了】 |

| | | | |
|-----------------------------|---|--|--|
| | | についての検討を行う。 | |
| 4 閉会中の常任委員会の分散開催について | <p>■同時開催であると所属委員会以外の内容が把握できない。</p> <p>■このため、所属委員会以外で報告された事項について、市の事業等に対し「聞いていない」あるいは「反対する」などの言動がみられ、当局側の報告が無意味になってしまう。</p> <p>■委員長報告をしているにもかかわらず、上記のような言動が認められると、議会として情報共有できていないと誤解を招く。</p> | <p>閉会中の常任委員会は出席の義務を伴わない会議であるため、傍聴を義務付けることは極めて困難と考える。傍聴は議員の判断に委ねられるため分散開催をしたとしても、懸念される事態は今後も発生することが想定されるため、同時開催した常任委員会のレジュメに報告内容などの概要を記すことにより情報共有を行うことが現実的と考える。レジュメの後追いで追記作業については事務局、議員で協議し解決策を検討してはどうか。</p> | <p>※下記の順に取り組むことを提案する。</p> <p>①副委員長が委員会終了後、レジュメに会議概要を箇条書きで追記し全議員に情報提供する。</p> <p>②事務局で会議録の粗稿が速記会社から届き次第、全議員に情報提供する。</p> <p>※原則②までとし、粗稿を読んだ結果、それでも音声データが必要と判断した議員の申し出により、必要な委員会の音声データを当該議員に（事務局から）提供する。</p> |
| 5 島田市議会情報通信機器の貸与等に関する規程について | <p>■11月20日に議会事務局からメール送信され、当該規程の施行日が2日後だった。</p> <p>■この規程は議員活動を制限するものであり疑問を持っている。</p> <p>■今後も調査研究して当該規程のあり方を検討したい。</p> | <p>原則取り扱わない対応策が良いとは思いますが、発言者の意図が不明であるため必要であれば会派を通じて議長または議運に意見をいただくことでどうか。</p> | <p>左記のとおりとする。【了】</p> |
| 6 その他 | <p>■答弁席の活用方法は？</p> | <p>答弁席については当局の意向を伺う。</p> | <p>継続協議とする。【未了】</p> |
| | <p>■一般質問通告一覧の通告分の右側のページに白紙を入れる。(メモ用)</p> | <p>通告文右ページ白紙追加の件は、不必要なページが加わることから、異を唱える意見もあるのではと考える。メモ機能が使えていないことに対する対応策として記した、ワード文書、またはノートへ記述するという対応策でどうか。</p> | <p>2月定例会において、白紙追加した一覧と追加しない一覧を作成し、活用は議員の判断に委ねる。</p> <p>定例会終了後、改めて白紙の有無について協議する。【未了】</p> |
| | <p>■会派構成の変更に伴う議席の変更について</p> | <p>会派構成の変更がこれまで以上に流動的であることを踏まえ、特段の不具合が生じない限り、議席変更は年1回程度としたい。具体的には6月議会最終日または9月議会初日を念頭にしてはどうか。</p> | <p>継続協議とする。【未了】</p> |
| | <p>■過去の一般質問に関して、当局側の答弁内容が会議録において修正されている。</p> <p>会議録のチェック体制を確立するよう議会運営委員会で協議するよう要請があった。</p> | <p>当該事案については、当時の答弁内容流れ等を踏まえ事務局で修正したものである。</p> <p>しかしながら、議長あるいは会議録署名議員に内容の報告をしていなかった。こうした反省点を踏まえ以下の対応としてはどうか。</p> <p>*重要な論点や争点となっている箇所において「単純な言い間違いや明らかな錯誤」として修正しようとするものについては議長に報告し、会議録と議場放映映像から最終判断をいただくものとする。その上で議事録署名議員に内容を確認いただき了承を得ることとする。</p> <p>*上記、「議長に報告」とは、事務局は、会議録を調製し議長決裁を得る場合において、当該修正箇所を決裁文書に明記することとする。</p> | <p>左記のとおりとし、要請された議員に説明した。【了】</p> |

2月定例会における議案等の印刷に関する調査

1 方法

(1) 印刷枚数の記録

2月定例会において、議員個人が議案等を印刷した枚数を別紙1「印刷枚数調査表」に記載してください。

(2) 対象期間

令和6年2月8日（木）から3月27日（水）まで

(3) 提出期限

令和6年3月29日（金）午後5時

別紙1を議会事務局にメール送信してください。

メールアドレス：gikai@city.shimada.lg.jp

2 調査表の記載に当たっての留意事項

(1) 書類の区分

印刷した書類の区分欄に○を記載してください。

同一日に複数の書類を印刷した場合は印刷した書類の区分欄それぞれに○を記載してください。

(2) 印刷枚数

A4単位で、両面の場合は2枚として換算してください。

例えばA3の資料を印刷した場合は2枚となります。

同一日に複数の書類を印刷した場合は印刷した枚数の合計を記入してください。

(3) 印刷場所

印刷した場所を「議員控室」あるいは「議員控室以外」のいずれかで選択してください。

プルダウンメニューでいずれかの選択ができるように設定してあります。

(4) 印刷時間

印刷に要した時間を分単位で記入してください。おおよそで結構です。

同一日に複数の書類を印刷した場合は印刷した時間の合計を分単位で記入してください。

